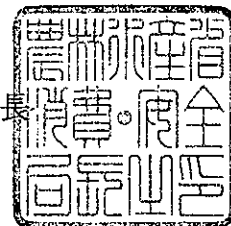




26消安第4019号  
平成26年11月17日

大阪府知事 殿

農林水産省消費・安全局長



動物用医薬品等の輸入監視について

薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）が平成26年11月25日から施行されることに伴い、今後の税関当局における専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の輸入時の取扱いについては、別紙によることとしたので御了知の上、貴管下の関係業者等に対する監視業務の参考としてください。

なお、本通知は平成26年11月25日から施行することとし、本通知の施行に伴い、「反すう動物由来物質を使用した動物用医薬品の輸入監視について」（平成13年3月15日付け12生畜第1329号農林水産省生産局長通知）及び「動物用医薬品の輸入監視について」（平成17年3月31日付け16消安第11103号農林水産省消費・安全局長通知）は廃止します。